

1. 授業の概要

本講義の目的は2つである。1つは法学の基本的知識の習得である。そして、いま1つは、社会で起きている様々な事象・問題を主体的に考えることを習慣化することである。本講義では、前者もさることながら、後者に力点をおく。社会で実際起こっている課題を現実的に即していかにか克服するかを考えいくことは、教育現場で生じている多様な問題に対処する訓練にもつながるはずである。本講義では、教育現場で生じている法学上の問題を取り上げ検討する

授業のスケジュールは、以上の通りであった。

第01回 ガイダンス

第02回 教育現場と憲法①憲法と社会の関わりについて

第03回 教育現場と憲法②校則と人権

第04回 教育現場と憲法③君が代と思想・良心の自由

第05回 教育現場と憲法④学校と信教の自由について

第06回 教育現場と憲法⑤教科書裁判

第07回 教育現場と憲法⑥教育を受ける権利と国際人権

第08回 教育現場と民法①民法と社会の関わりについて

第09回 教育現場と民法②いじめと民事責任について

第10回 教育現場と民法③体罰と民事責任について

第11回 教育現場と刑法①刑法と社会の関わりについて

第12回 教育現場と刑法②犯罪の成立要件について

第13回 教育現場と刑法③体罰と刑事責任について

第14回 教育現場と刑法④いじめと刑事責任について

第15回 まとめ

2. 授業評価の方法

成績はレポート試験による。場合によっては出席点およびディスカッションに対する貢献も考慮する。評価割合：レポート試験 90%、授業に対する貢献 10%。

3. 授業アンケートの結果

○昨年の講義に比べて、個人の挙手による発言よりも発言に抵抗がなかった。

○学生同士、意見交流が円滑にでき、思考力、伝達力、分析力、コミュニケーション力、チームワ

ーク力等が身に付き、成長できた。

○教師の立場に立った学生の大半が、管理者側の意見賛成者であり、主張を見出しにくい教師の立場の主張を追求していると出てきたほつれを修正できないことがあった。

○学習指導要領よりも良心の自由を優先した場合、それに従わない教員が増加し、授業が成り立たなくなる可能性がでる。例えば、良心の自由に反するなら、制服も、登校も、個人に強制していると捉えれば全て憲法違反になる。すると学校が成り立たない。

○不安なのは、議論の段階で、判定者が見ている視野が取り上げられるかどうかです。発表で両サイドの主張を客観的に分析して配慮するには、彼らの主張以外にもいろいろな観点が判断材料になると考えます。その判断材料を考えるのが判定者だけの仕事になれば、学生全体が効率よく全体を見回して物事を考える機会が奪われてしまうのではないのでしょうか

3 「授業時間外の学習の促進」について

本講義の時間外の学習では、参考文献を読むこと以外にも、講義の感想コメントを後日メールでの提出を義務づけ、毎回、自分なりの考えを持たせるように努めている。

4. 総括

受講生は、社会で生じる問題（ここでは教育上の問題）に正答はなく、多様なアプローチがあることに気付いたであろう。この点が面白さでありまた難しさでもある。今年度の講義は受講生によるディスカッションの時間を導入し、受講生間のディスカッションに力点を置いた。今後も受講生が積極的に参加できる環境の整備に努め、よりよい講義にしていきたい。来年度も改善の継続に努めたい。また、本年度は、課外での学習、松山地方裁判所を見学し、松山地方裁判所総務課長から有益な話を聞くことができ、受講生の刺激にもなったのではないかと思われる。